

本方針は、「いじめ防止対策推進法」「東京都いじめ防止対策推進条例」及び「いじめ問題対策方針」に基づき、本校におけるいじめの防止策等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

- いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめはどの生徒にも起こりうるとの認識にたち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、教育的配慮の下、組織的に毅然として対応する。
- 学校いじめ防止基本方針等については、生徒・保護者に周知するとともに学校ホームページ等でも公開し、保護者・地域との連携および啓発を推進する。

2. いじめ防止の具体的方策

(1) いじめ防止対策等の組織の設置

- ①校長・副校長・教務主任・進路指導主任・生活指導主任・学年主任・保健主任・SC・SSWで構成する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ②校長は、所属教員の中から、「学校いじめ対策推進教員（以下、推進教員）」を指名する。推進教員は校長、副校長および生活指導主任と連携し、区や学校の方針に照らして、学校の抱える課題の解決に向けた取り組みを行う。
- ③重大事態への対応として、いじめ防止対策委員会に加え、教育委員会をはじめ、警察・児童相談所等の関係機関、専門家と連携した対策チームを設置する。

(2) 未然防止

- 教員の意識向上に向けて
 - ①教職員の人権感覚の向上やいじめに対する正しい理解、カウンセリング能力や情報モラルに関する指導力を向上させるため「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用したセルフチェックや年に3回以上のいじめに関する校内研修等を実施する。
- 生徒の意識向上に向けて
 - ①思いやりの心、生命・人権を大切にす態度の育成のための年3回以上のいじめに関する授業を計画し、いじめは人間として恥ずべき行為であることを自覚させ、見て見ぬふりをしない生徒を育てる。
 - ②言語活動、体験活動を通じたコミュニケーション能力等の育成に向けた教育活動を推進する。
 - ③生命や自然を大切にす心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験活動や宿泊行事等の様々な体験活動を充実させる。
 - ④いじめの未然防止に向けた生徒会活動の取り組みを充実させ、生徒が安心できる学校づくりに努める。
 - ⑤授業や学校行事等の工夫・改善を図り、生徒の発達段階に応じた自尊感情や自己肯定感、自己有用感を味わえるよう教育活動を充実させる。
 - ⑥情報機器との適切かつ有意義な関わり方、善悪の判断やルール・マナー、トラブルや犯罪からの危機回避能力等を身に付けさせるために、情報モラル教育を充実させる。
 - ⑦教育相談・各種たよりなどを通じた家庭との連絡・協力体制を強化する。

(3) いじめの早期発見

- ①年間を通して定期的にいじめの実態把握のため、面談やアンケート調査を実施する。
- ②中学1年生にはスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

- ③管理職・スクールカウンセラーを含む全教職員は、校内巡回等きめ細かな生徒の観察等を行い、些細な生徒の変容等にも注意する。
- ④管理職への連絡・報告を徹底し、**学校いじめ対策委員**だけでなく全教職員が情報を共有することで、いじめの助長への気づきやいじめを把握する意識を高くもつ。
- ④相談窓口や相談箱の設置等、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。
- ⑤保護者・地域にいじめ問題に関する啓発や学校いじめ防止基本方針等を周知し、保護者や生徒が相談しやすい環境を整え、適切な支援・助言を行う。

(4) いじめの早期対応

- ①校長は**学校いじめ対策委員会**を招集し、いじめ情報の収集・確認および情報に基づく対応方針を策定し、役割分担を明確にした支援を進める。
- ②被害生徒および情報提供した生徒を徹底して守るための体勢を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、被害生徒の見守りの徹底)
- ③被害生徒および保護者に対するスクールカウンセラー・心のふれあい相談員等を活用した心のケアを行う。
- ④加害生徒に対する組織的な始動と継続的な観察を行うとともに、加害生徒の保護者に対する指導・助言等についても組織的に行う。また、加害生徒・保護者に対してもスクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う。
- ⑤管理職は、教育委員会への報告を行うとともに、状況により教育委員会からの支援や関係機関・PTAとの連携・協力を要請する。

(5) 重大事態への対処

- ①被害生徒に対する複数教員によるマンツーマンで保護、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、ソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアを行う。
- ②加害生徒に対する別室での学習指導や警察への相談・通報、教育委員会への報告と状況によって、加害生徒に対する懲戒や出席停止を行う。
- ③児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用する。
- ④必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切な情報提供を行い、連携・協力を依頼する。緊急に全校集会や保護者会等を開催し、学校として説明責任を果たすことで、一般生徒・保護者の動揺や憶測、誤った上方の拡散等事態の混乱を防ぐ。

(6) 取組の点検

- ①いじめの未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な対応等の状況について、自己評価および学校関係者評価を実施し、その結果を基に改善する。
- ②児童生徒および保護者等がアンケート調査等において、学校いじめ防止基本方針や設置した組織に対して定期的に評価する。

3. 付則 (平成 26 年 3 月 12 日付け 練馬中発第 92 号)

この「いじめ防止基本方針」は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。平成 28 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。

令和元年 6 月 28 日より本改訂版を施行する。

令和 6 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。